

社会保障審議会 介護保険部会（第70回）	黒岩委員 提出資料
平成28年12月9日	

社会保障審議会介護保険部会

平成28年11月29日
全国知事会

「介護保険制度の見直しに関する意見」について

今般、社会保障審議会介護保険部会で示された「介護保険制度の見直しに関する意見」について、全国知事会として下記のとおり意見を提出する。

記

1 保険者等による地域分析と対応について

保険者（市町村）機能の強化等に当たって、都道府県が具体的にかつ積極的に支援していくこととしているが、都道府県が行う具体的な支援について、地域によって状況が異なることに留意した上で、その内容を明確にする必要があると考える。また、保険者（市町村）支援については、介護保険法第5条以外に、法的根拠を明確にする必要があると考える。

2 データに基づく地域課題の分析等、適切な指標による実績評価等について

評価指標にかかるものを含めデータの整備について、市町村及び都道府県に過度な事務負担が生じないように、国において、全国の市町村及び都道府県が活用できるシステムを構築するなど環境を整備していただく必要があると考える。

3 インセンティブの付与について

市町村及び都道府県の取組は多様であり、先進的な取組を財政面において評価することは検討に値するが、ペナルティであるディスインセンティブを組み合わせることは、適当ではない。

なお、インセンティブを導入する場合には、評価項目の選定等制度設計について、市町村及び都道府県と十分な協議が必要である。

4 地域包括支援センターの強化について

地域包括支援センターの役割拡大に当たっては、地域包括支援センターが担うべき業務内容を明確にする必要があると考える。

また、三職種配置について、社会福祉士についても、人材確保が困難な地域があることに配慮いただきたい。

5 認知症施策の推進について

認知症の早期発見の仕組みや後見制度における法人後見が果たす役割、また、都道府県域を超える協力も重要であり、意見書への記載が必要であると考えます。

6 介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）について

介護ロボットの活用については、今後の技術革新により介護サービスの質の向上や介護従事者の負担軽減につながると考えられ、介護報酬に加算制度を設けることによりその導入を促すことは適当であるが、人員・設備基準の見直しにまで踏み込むことは、現時点では、その代替性の検証が不十分であり、慎重を期すべきと考えます。

7 利用者負担のあり方について

利用者負担については、前回改正時に負担を増やしたところであり、今回、さらなる負担を求めることは短期間での制度変更となる。介護保険制度を持続可能なものとするためには、利用者負担の見直しはやむを得ないにしても、一定の経過期間を設けるのが適当であると考えます。

なお、今回議論されなかったが、認知症対応型グループホームを所得にかかわらず利用できるよう補足給付の対象とすることを検討するなど、低所得者への配慮措置も必要と考えます。

8 住宅改修について

住宅改修については、手すりの取付をはじめスロープの設置や浴室の改修など範囲が広く、また、被保険者又は家族等が材料を購入し施工する場合は材料費のみを給付対象とするなど、費用の範囲や金額の多寡が多様である。国及び地方公共団体の予算執行においても、一定の金額以下の場合、見積合わせの省略は認められており、一律義務的に、複数の事業者から見積りを徴することは、過度な事務負担が生じる恐れがあり、適当ではないと考えます。

9 宿泊付きデイサービスについて

そのあり方について、今回の介護保険部会では議論されなかったが、今後継続した検討が必要である。

10 見直し内容の具体化に当たって

見直し内容を具体化するに当たっては、都道府県及び市町村に、早期に情報提供いただくとともに、新たな財政負担や過度の事務負担が生じないように進めていただきたい。

とりわけ事務負担については、平成30年4月1日から、指定居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町村に移譲することが予定されており、その前後は、市町村及び都道府県に相当の事務量が見込まれることに留意していただきたい。